

Ⅲ. お知らせコーナー

消費税率引き上げに伴う自動車登録(車両)番号標交付 (頒布)手数料及び字光式照明器具の販売価格について

令和元年10月1日より消費税率の引き上げに伴い、自動車登録番号標の交付手数料、車両番号標の頒布価格、字光式照明器具の販売価格を下記のとおり改定させていただきます。

【自動車番号標】

(単位:円)

種 別			登録自動車		軽自動車	
			改定前 (非課税)	改 定 (非課税)	改定前 (税込み)	改 定 (税込み)
一連番号	大 型	ペイント	2,310	2,340	—	—
		字 光	4,620	4,680	—	—
	中 型	ペイント	1,740	1,760	1,740	1,770
		字 光	3,480	3,520	4,960	5,050
	小 型	ペイント	—	—	640	650
希望番号	大 型	ペイント	4,560	4,620	—	—
		字 光	6,400	6,480	—	—
	中 型	ペイント	3,980	4,030	3,980	4,050
		字 光	5,420	5,490	6,600	6,720
シート式 (図柄)	地方版	大 型	14,350	14,590	—	—
		中 型	8,500	8,640	9,180	9,350
	ラグビー	大 型	14,460	14,700	—	—
		中 型	8,580	8,720	8,580	8,730
	オリンピック・ パラリンピック	大 型	15,210	15,480	—	—
		中 型	8,930	9,080	8,900	9,060

※表示金額は、2枚一組の金額。ただし、小型のみ1枚の金額を表示。

【字光式照明器具】

(単位:円)

種 別		品 名	現 行 (税込み)	改 定 (税込み)
登 録 自 動 車	大 型	LED光源 (ワールドオートプレート)	49,400	50,300
	中 型	LED光源 (ワールドオートプレート)	22,200	22,600
		LEDライト (ワールドオートプレート)	16,600	17,000
		ダイヤモンドリング スリム (旭化成テクノプラス)	22,200	22,600
		エルブライトNEO (ケミカルオート)	19,400	19,800
軽 自 動 車	中 型	ダイヤモンドリング スリムK (旭化成テクノプラス)	28,800	29,400
		ダイヤモンドリング ライトK (旭化成テクノプラス)	16,200	16,500
		エルブライト(軽) (ケミカルオート)	19,400	19,800

※表示価格は、2枚一組の金額。単品の販売価格は、上記金額の半額。

記録簿の価格変更について

10月1日より消費税率引き上げによる増税分の転嫁及び原紙、輸送等の値上げに伴い、納入価格が改定されますので、同時に販売価格の見直し、値上げをさせていただくこととなりました。

誠に申し訳ございませんが、何卒事情ご賢察のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記録簿新価格表

	記録簿 番号	車種区分	単価
持ち込み 検査 (認証) 用	1	事業用等	@1,300
	2	被けん引自動車(トレーラー)	@550
	3	自家用貨物等	@1,300
	4	自家用乗用等(1年点検用)	@1,300
	5	自家用乗用等(2年点検用)	@1,300
	6	自家用乗用等(軽専用)	@1,300
	7	二輪自動車	@550
指定 整備 記録簿	8	事業用等	@1,300
	9	被けん引自動車(トレーラー)	@550
	10	自家用貨物等	@1,300
	11	自家用乗用等(2年点検用)	@1,300
	12	二輪自動車	@550

会員（組合員）各位

（一社）愛媛県自動車整備振興会

愛媛県自動車整備商工組合

消費税率の引き上げに伴う 取扱商品について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は振興会・商工組合事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、消費税引き上げ前後の取扱商品の対応については、商品のご注文日に係わらず、納品・引渡日が令和元年10月1日以降となる場合には、消費税10%にて請求いたしますので、ご了承願います。

何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

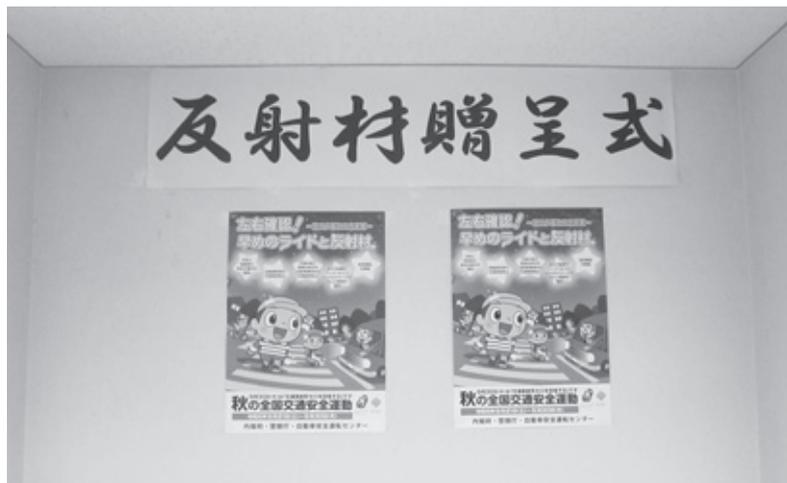
敬具

愛媛県交通安全協会へ 反射シールを寄贈

毎年行っている公益活動の一環として、今年度も交通安全対策に役立ててもらいたく夜間の歩行者の交通事故防止につながるよう靴に貼ることが出来る『反射シール』6,180セットを愛媛県交通安全協会に寄贈しました。

贈呈式は、8月19日に愛媛県警察本部にて行われ、日野会長があいさつを行い、愛媛県交通安全協会の中川専務理事へ目録を手渡しました。寄贈した反射シールは、各地区交通安全協会、警察等が秋の交通安全運動期間中や街頭活動時に歩行者へ直接貼付し活用されるとのことです。

なお、当日の贈呈式には、地元新聞社やテレビ局が取材に訪れており報道されました。



[期間限定]
ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート
交付終了のお知らせ



TM © Rugby World Cup Limited

■ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートは、次のお申し込みの締切りをもって交付を終了いたします。

申込		申込締切
窓口	抽選対象希望番号	令和元年11月15日(金) 窓口業務終了まで
	一般希望番号	令和元年11月29日(金) 窓口業務終了まで
	交換・再交付	
インターネット	抽選対象希望番号	令和元年11月12日(火) 24時まで
	一般希望番号	
	交換	

申込締切後は、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの申込はできなくなりますのでご注意ください。

また、毀損、汚損等による再交付も申込できません。

再交付の際は、交付可能な他の種類のナンバープレートに交換していただくか、番号変更をしていただくこととなります。

■11月14日(木)以降に申込完了(入金確認済み)となった申込は、次のとおり、通常より繰り下げられた交付可能期間となります。

申込完了日	交付可能期間
令和元年11月14日(木)～18日(月)	令和元年12月 2日(月)～令和 2年 1月 6日(月)
令和元年11月19日(火)～21日(木)	令和元年12月 9日(月)～令和 2年 1月 8日(水)
令和元年11月22日(金)～26日(火)	令和元年12月16日(月)～令和 2年 1月15日(水)
令和元年11月27日(水)～29日(金)	令和元年12月23日(月)～令和 2年 1月22日(水)

交付終了に伴いお申込みの集中が予想されることから、申込締切に近いお申込みについては、交付可能期間を通常より繰り下げることといたしましたのでご注意ください。

一般社団法人愛媛県自動車整備振興会

自動車リサイクルシステムのセキュリティに係るシステム改善に関するお知らせ

平素より、自動車リサイクル制度ならびに当財団業務に、ご理解、ご協力を賜りお礼申し上げます。

この度、自動車リサイクルシステムの料金照会機能及び車両状況照会機能についてセキュリティ強化・個人情報保護の観点から、システム改善を実施いたします。

1. 改善理由

自動車リサイクルシステムの機能から不正に取得した車台番号の全桁を他のシステムで利用することにより個人情報を特定されてしまう疑義が生じたため。

2. 対象システム

自動車ユーザー向け、リサイクル料金検索機能及び使用済自動車処理状況検索。

3. 改善概要

車台情報の検索結果を入力した値のみを返すことにより、車台番号の全桁を不用意に表示しないように改善します。

【現行】	【改善後】
●検索画面で下 4 桁を入力し、検索結果の画面では全桁を表示する	●検索画面で下 4 桁を指定した場合 検索結果の画面でも下 4 桁のみ表示する 例) ***-***2972 ●検索画面で全桁を指定した場合 検索結果の画面でも全桁を表示する 例) YY1-123456

4. 自動車メーカー等の自社システムへの影響

本システム改善による自動車リサイクルシステムとのデータ送受信等に関する仕様変更はございませんので、自社での対応は不要です。

ただし、自動車販売店等にて、下取り時にリサイクル料金の預託状況を確認するツール等として利用している場合は、本改善に合わせてご対応願います。

5. 初稼働日

2019年8月20日（火）

【本件に関するお問合せ先】

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

担当：中山、宇野

TEL：03-5733-8301 E-mail：shikin-g@jarc.or.jp

以上

料金照会機能・使用済自動車処理状況検索 結果画面の車台番号の表示を一部変更します

自動車リサイクルシステムの料金照会機能・使用済自動車処理状況検索機能にて、検索結果画面での車台番号の表示は、検索の際に入力した車台番号の値のみとなります。2019年8月20日から変更になります。

<リサイクル料金照会>

①検索

車両状況照会 > 車両検索 (KDIS0010)

P 画面印刷 ? ヘルプ

1. お手持ちの車検証をご覧になり、車両区分を選択の上、車台番号を入力してください。
(車検証の見方は[こちら](#))

※印の項目は、必ず入力してください

車台番号 (全桁または下4桁) などの必要事項を入力して検索

車両区分*	<input checked="" type="radio"/> 登録自動車 <input type="radio"/> 使用済自動車	
車台番号*	<input checked="" type="radio"/> 車台番号が英数字のみの場合 (全桁または下4桁を入力) <small>全桁入力 : 検索結果は全桁を表示します 下4桁入力 : 検索結果は下4桁のみ表示します</small>	<input type="text"/> (半角英数) <small>【車台番号にハイフンや英字を含む場合、 これらも含めて入力してください】</small>
	<input type="radio"/> 車台番号に漢字が利用されている場合 (全桁を入力)	<input type="text"/> [<input type="text"/>] <input type="text"/> <input type="text"/> <small>(漢字選択) (半角数字) 【数字は入力してください】</small>



②検索結果

車両状況照会 > 照会結果 (KDIS0020)

リサイクル料金の詳しい説明は[こちら](#)。

1. 車両の情報

車台番号	C1180034-004-1012
登録番号/前号番号	川崎 30日あ1012

2. 廃車時に必要
預託済み

**全桁を入力して検索すると
全桁表示される**

ご照会の車両に係る自動車リサイクル料金は以下の通りとなります。

	預託金
シュレッダーダスト料金	¥12,680
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金(エアコン) (注)	*****
情報管理料金	¥130
資金管理料金	
合計	¥12,810

※上記のリサイクル料金は、入力された装備情報にもとづいて算出して
実際のリサイクル料金は、廃車時に引取業者が確認した装備内容より

(注) 白川法対象外冷媒搭載車の場合、フロン類料金の算

車両状況照会 > 照会結果 (KDIS0020)

リサイクル料金の詳しい説明は[こちら](#)。

1. 車両の情報

車台番号	*****1001
登録番号/前号番号	川崎 30日あ1012

2. 廃車時に必要
預託済み

**下4桁を入力して検索すると
下4桁のみ表示される**

ご照会の車両に係る自動車リサイクル料金は以下の通りとなります。

	預託金
シュレッダーダスト料金	¥12,680
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金(エアコン) (注)	*****
情報管理料金	¥130
資金管理料金	
合計	¥12,810

※上記のリサイクル料金は、入力された装備情報にもとづいて算出して
実際のリサイクル料金は、廃車時に引取業者が確認した装備内容より

(注) 白川法対象外冷媒搭載車の場合、フロン類料金の算

リサイクル券用紙に関する委託業者変更に伴うお知らせ

昨今の運送費高騰、原材料不足等を要因とした紙価格の高騰によるリサイクル券用紙の製作、発送に係る費用の上昇を抑止するため、リサイクル券用紙の製作・発送等に係る入札を実施した結果、新たな業者へ業務を委託することとなりました。

委託業者の変更にあたり、自動車販売店が利用しているリサイクル券用紙の発注システムが変更となるため、現在の業者から新たな業者へのデータ移行等を実施することから販売店情報の新規登録及び登録内容の修正、リサイクル券用紙の発注を一時停止します。

1. リサイクル券用紙の発注、販売店情報等に関して

(1) 停止期間は下記の日程を予定しています。自動車販売店におかれましては、リサイクル券用紙の在庫切れが無いようにご留意願います。

①販売店情報の新規登録及び登録内容の修正：8月26日（月）～9月1日（日）

②リサイクル券の発注：8月29日（木）～9月1日（日）

(2) 既存用紙の在庫が無くなり次第、新しい用紙へ切り替えになります。

なお、新しいリサイクル券用紙はデザインに若干の変更があります。

2. リサイクル券用紙の発注システム

現行システムから URL が変更になります。これまでの事業所コード（ログイン ID）、パスワードはそのまま利用できます。

変更前 <<https://service1.connectingone.com/jars/?>>

変更後 <<https://jarc.wakasu.co.jp/login.php>>

新しい発注システムの操作マニュアル等については、8月中旬を目途に自動車リサイクルホームページへ掲載もしくは各社のリサイクル担当者様にメールにて送付予定。

3. 新システムの稼働開始日

2019年9月2日（月）を予定

【本件に関するお問合せ先】

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

担当：中山、宇野

TEL：03-5733-8301 E-mail：shikin-g@jarc.or.jp

以上

リサイクル券用紙の発注システムが変更になります

2019年9月2日から、自動車販売店がリサイクル券用紙の発注の際に利用する発注システムが変更になります。

これまでお使いの事業所コード、パスワードはそのまま利用できます。

なお、リサイクル券用紙のデザインも若干変更になります。既存の用紙が無くなり次第、新しい用紙へ切り替わります。

<現行> <https://service1.connectingone.com/jars/>



<新システム> <https://jarc.wakasu.co.jp/login.php>



自動車リサイクルシステムHPからもアクセスできます。

自動車リサイクルシステムHP > 義務者の方 > リサイクル券注文システム

01-2.リサイクル券の追加発注



1クリック



【お問合せ先】

自動車リサイクルコンタクトセンター

TEL : 050-3786-7755

(9:00~18:00 土日祝日・年末年始を除く)

『職場体験学習』の受け入れにご協力ください

整備士不足が問題視される昨今、子供たちに自動車に興味を持ってもらい、その興味を持続させることが重要です。会員の皆様の事業場で整備士の仕事を体験してもらい、少しでも自動車に興味を持ってもらえるよう、自動車整備士が子供たちの進路の選択肢となるよう、『職場体験学習』の受け入れにご協力ください。

1. 受け入れが決まったら

振興会から、人数分の記念品をご用意いたしますので、実施予定日及び受け入れ人数のご報告をお願いいたします。

2. 職場体験学習が終わったら

○ 作業内容

実施した作業内容を、できるだけ具体的に記入してください。

○ 学生の感想など

体験してみた感想など、学生からの主な意見を記入してください。

○ 指導者の方から学生に一言！

指導された方から学生に贈る言葉があれば、ご記入ください。

また、作業中に撮影された写真がありましたら、情報誌やホームページで使用していいかご確認の上、振興会までお送りください。



職場体験受入計画書 兼 実施報告書

ブロック _____

事業場名 _____

ご担当者様 _____

1. 実施予定

実施予定日	令和 年 月 日 から
	令和 年 月 日 の 日間
依頼のあった学校名 及び受入人数	学校名 _____ 人

2. 実施結果

作業内容	(実施した作業内容を、できるだけ具体的に記入してください。)
学生の感想など	
指導者の方から学生に 一言！	

- 学校及び体験した生徒から、作業中の写真の公開をご了解いただいた場合は、振興会・指導課の下記メールアドレスまで、写真のご提供をお願いします。

写真の掲載可否	情 報 誌	ホームページ
	可 ・ 否	可 ・ 否

写真データの送信先：振興会・指導課 sidou@easpa.jp

(メールの件名を、『〇月〇日 職場体験』として送信してください。)

ご協力、ありがとうございました。

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、8件を掲載いたします。

Case 1 トランスミッションの不具合を最後まで面倒見て欲しい

平成31年3月11日 兵庫県 男性

車名：輸入車 登録年月：平成12年

走行距離：不明

【相談】

ディーラーでトランスミッション（AT）を持込みにて交換作業して貰ったが、交換作業終了後の作動確認でシフトがバックに入らない症状が確認された。トランスミッションは、5年程前に他の専門店で購入したものをオーバーホールして貰い自宅で保管していたものと言う。その専門店に問い合わせをすると、今回の場合は保証しないでもないが、実際にトランスミッションを分解してオーバーホール時に原因があると確認できれば保証をするとの答えであった。その答えを持ってディーラーの担当者に伝えると、当事業場にはこの車両のサービスマニュアルがなく既に部品も多数欠品が出ているので、分解すると組み立てできない可能性があるため、このトランスミッションの分解整備はできないと言われた。ディーラーとして、ユーザーからの依頼が有ればどんなことをしても作業するのが使命ではないか？振興会からディーラーに意見して貰えないか？という問い合わせ。

【対応】

珍しく相談者が来会されたので対面で対応した。ディーラーということで検索してみると会員工場ではあったが、まずは詳細を聞くことから始めた。その中で振興会の立ち位置や成り立ちを説明し、できること、できないことを理解して貰えるように話をしたが、相

談者の希望が『振興会からディーラーに意見して貰いたい』という振興会の立場を超えるものであったので、それに関してはできないとお断りした。心情的にはディーラーで、全てを任せ原因究明の上で最後まで作業をして貰えれば言うことはないが、先に専門店でもオーバーホールだけを頼み5年間もトランスミッションを寝かしていたのも相談者。今回のディーラーの動きに何の落ち度もないと思える。受けるのも受けないのもディーラーの自由であると伝えた。今回の場合、専門店の対応が門前払いということでもないのもう少し話をしてみても良いのではないかと。専門店の保証を受ける条件がトランスミッションを分解しての確認と言うが、例えばディーラーで分解をしていない診断でも良いか？それ以外にも、ディーラーで分解整備をして費用が掛かっても構わないと考えているのであれば、分解整備は専門店に依頼し、トランスミッションの脱着をディーラーに依頼するのも一つの方法かもしれない。現状では動きようがないので、ディーラーに押し付けるという一つの方法ではなく他の選択肢も考えて欲しいとお願いした。相談者はディーラーと専門店、それ以外にも他の事業者も視野に入れて考えてみると言って帰った。数日後に相談者から電話があり、ディーラーの担当者に現状で分かり得る情報をデータにして貰ったので、これを使い専門店に交渉してみようと言っていた。

Case 2 車検後、ディーラーから「危ないから乗るな」と言われている

平成31年3月22日 大阪府 男性

車名：軽自動車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

「自分の姉の話ですが」と前置きがあり相談が始まった。先日、交差点でハンドルが動かなくなったので（エンジンは掛かっていた）、何とかハンドルを回して交差点の外に移動した。しばらく停車していたらハンドルが正常に回せるようになったので、急いで家に帰りディーラーに電話した。担当者が引き取りに来て、車検の時期も近い事を言われたので車検の見積りとハンドルが動かなかった事を調べて貰うように伝えて、持って帰って貰った。2日後ディーラーから連絡があり、「車検の整備は完了したが、ハンドルの部品の納期が掛かるので一旦納車します」と言われた。車検とハンドルの見積りをお願いしたのに車検は終わってハンドルの部品も発注までされている事に苦情を言ったが、「納車した時に説明する」と言って納車された。自分としたらこの車が気に入っているので少々金額が掛かっても修理するつもりではいた。見積り連絡が無かった事の不満を言ったが、結局車検代とハンドルの未作業分4万円をカード払いさせられた。数日後、部品入荷の連絡が有り入庫した。夕方になって「ハンドルがえらい事になっています」との連絡があり夜に納車されてきた。「追加で10万円かかりますがどうしますか。良く考えて連絡して下さい。危ないので乗らないで下さい」と言って、色々説明するが内容が理解できないまま車を置いて帰って行った。姉は修理の依頼をしていないのに勝手に作業された。車検を済ませておいて「危ないから乗るな」と言うようなディーラーの対応はおかしくないのか？こちらとしたら車を返すから車検代とハンドルの修理代を返金して貰いたい。消費者センターに電話したら「車の事は振興会に電話して」と言われたので電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明し、「車を返し返金を要求している事を伝える事だけはできますが、それをディーラーに命令するような強制力は有りません。ディーラーとお姉様との話し合いになります。私もディーラーの説明、対応のことが引かかるので事実

確認の電話をさせて頂きたいのですが、電話番号等の情報を教えて貰えないでしょうか」と伝えたとこ、相談者は「電話番号等の情報は姉に聞かないとわかりません。今月末にディーラーの責任者と話をする予定になっているので振興会に圧力を掛けて貰いたくて電話しました。姉と相談して、必要ならまた情報を連絡します」と言って、電話を切った。

Case 3 キーホルダーが紛失し、燃料も減っていた

平成31年3月29日 和歌山県 女性

車名：輸入車 登録年月：不明

走行距離：26,888km

【相談】

相談者は振興会相談窓口を訪ねて来た。

平成31年2月23日、後退時に左後部を自損した。3月6日、以前より任意保険で取引があったI自動車（認証工場）へ板金修理の依頼を行ったところ、業務対象外のため相談者の了承の下、H板金塗装（認証工場）へ外注を行った。3月16日、板金塗装が完了し納車されたが、相談者が確認したところキーホルダーが無くなっており、また燃料も減り過ぎていることに気付き、依頼先のI自動車に相談したとのこと。I自動車はキーホルダーの件については入庫時に存在を確認しており、非を認め5千円を送金してくれた。ガソリンの減少についても外注先のH板金塗装に確認してくれたが、外注先は素っ気ない態度で「知らない」の一言のみとのこと。相談者はI自動車へ依頼時及び納車時のオドメーター及び燃料計の写真を持参し、また普段の燃料消費に関する詳細資料も持参の上、次の主張をした。

- I自動車へ依頼時の走行距離：2万6,722km、燃料計メモリ：13/20
 - I自動車より納車時の走行距離：2万6,739km、燃料計メモリ：11/20
- 依頼者の平均燃費は24km/Lであり、燃料計メモリ

より約3.5L減少していることから、17km走行することにより、84km走行できる燃料が盗まれた可能性がある」と主張。

【対応】

依頼したI自動車、外注先のH钣金塗装共に当会会員工場であり、過去にトラブルがない事業者であることを説明。また、昨年9月の台風21号以降、板金需要が逼迫し現在まで影響している環境を説明すると共に、忙しい環境下、作業場や塗装ブース・保管場所等の移動の必要性を説明し、通常よりも燃費は悪くなるのはやむを得ないことへの理解を求めた。相談者は理解を示しつつも、それでも燃料減少量は理解の度を超えているとのこと。

相談窓口として、相談者の了解を得て、依頼先のI自動車へ連絡を行い、I自動車の了解があればH钣金塗装へも事実関係を質問する結論で相談者は納得した。3月29日、I自動車へ架電し説明。I自動車より外注先のH钣金塗装へ抗議する旨を確認。同時に相談者へ架電し、当件を終了した。

Case 4 外国人には分からないだろうと料金を高くされた

平成31年4月1日 大阪府 男性

車名：輸入車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

電話をかけてきたのは日本名を名乗る女性であったが、相談者（当事者）は片言の日本語しか話せない外国人男性なので、二人から交互に聴取した。オークションで車検切れの車両を買い、友人に紹介された整備工場に車検をお願いしたところ、口頭で「総額14万円位」と見積もられ、「税金が必要」と言われたので14万円を先払いした。車両は自分で自賠責保険に加入し、臨番を借りて持ち込んだ。車検が終わり引き取りに行ったところ、「年式が新しく、取得税が3万円余かかった」ので先にもらった分から払ったが、残り8万4千円

を請求する」と言われた。取得税は仕方ないが、口頭で見積もられた金額をかなりオーバーしており、不審に思いながらも支払ったが、見積書も作業明細ももらえず、内訳も書かれていない領収書だけが渡された。私が外国人で何も分からないだろうと思って騙したのだろうか。日本ではこれが普通のやり方なのかと疑問を感じ、インターネットで調べて振興会に電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明、車検に係る法定費用や整備内容、依頼者に概算見積書を交付しなければならないこと、追加すべき作業があれば、依頼者の承諾を得てから作業しなければならないことなどを説明したうえで、「整備工場とよく話し合いをして、不満が解消できるよう説明を受けて下さい」と伝えて、電話を切った。その後、相談者からの連絡はない。

Case 5 ボンネットのひずみは作業ミスが原因ではないか

平成31年4月10日 宮崎県 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

2年程前にA整備工場で右フロントフェンダー付近の板金修理をしたが、今年3月頃からボンネットにひずみを生じたのでB整備工場に持ち込んだところ、「右側ヘッドライトの下側取付爪部が正規の位置に収まっておらず、ハウジングの上側に乗っかるような無理な取付がされ、ヘッドライト上部の取付ステーが折損、その結果、ヘッドライトが浮いてひずみが生じたのではないかと指摘された。事実、ヘッドライトを新品と交換するとひずみはなくなり、正常な状態に戻った。このため、このひずみの原因はA工場の作業ではないかとB工場に尋ねたが、「そのことは当社では判断できない」と言われた。振興会にこの原因を特定してもらえないかという相談。

【対応】

初めに、当会は不具合の原因を特定する立場ではないことを説明したが、相談者は聞く耳を持たず、「とにかく車を持ち込むので見て欲しい」と一方的に言うので、「車を持ってこられても、現状は正常な状態に戻っているのだから、どうしようもない。そもそも、先にもお伝えしたように当会はそのような立場ではない」と伝え、「なぜ、初めにA工場ではなく、B工場で点検してもらったのか」と尋ねると、「A工場に話をしたが、責任を認めないのでもう話をしたくない。だから振興会で原因の特定をしてもらいたい」と言うので、「それはできない」とお断りした。相談者の了承を得てA工場に事実確認をすると、「2年前に作業をしたのは間違いない。B工場が撮った作業前写真で不具合は確認できるが、あのような状態のまま納車することは絶対に有り得ないし、不具合が発生する前に車検のためC工場で車検整備をしており、もし取付が悪いままヘッドライトの検査を実施すれば、その時に必ず気付くレベルの不具合である。しかも、現車にはエンジンルーム内にLEDテープで装飾が施されており（車検後に取付か?）、当該ヘッドライトの下側に配線が取り回されているようだった（実施者は不明）。そのような状況では、当社での作業が原因とは認めがたい。当社としてもお客様に納得してもらおうと連絡をしていたが、全く音信不通なのでどうすることもできない」とのことだった。後日、相談者が「車を見てくれ」と再び電話をかけてきた。別の職員が電話を受けたので、担当者に代わると伝え、「代わらなくていいから、とにかく見てくれ」、「車を持って行くので宜しく」と一方的に言われて、切られてしまった。数日後、その相談者と以前付き合いがあったという会員工場の事業者がお見えになり、「振興会で原因の特定をしてもらえないだろうか」と相談されたが、今回の件には対応できない旨を説明してご理解いただいた。相談者にもそのことを説明して欲しいと、こちらからお願いをして対応を終えた。その後、相談者からの連絡は入っていない。

Case 6 中古車販売店で購入した車両に不具合があった

平成31年4月15日 兵庫県 男性

車名：二輪車 登録年月：不明

走行距離：32,000km

【相談】

他県にある大手二輪販売店で20年前の中型バイクを購入したが、納車時から不具合があり、その後も色々不具合が多く、その都度保証で修理してくれているが、そろそろ保証の期間が切れてしまう。今後の修理は有償になるのか、こんなに不具合が出る車両は大丈夫なのか、という問い合わせ。また、この販売店に通うのも段々辛くなってきたので、兵庫県内の整備工場を紹介して欲しいという要望。

【対応】

まずは振興会の立ち位置や成り立ちを説明し、できること、できないことを理解していただき、詳細を聞くことから始めた。検索してみると他府県の会員工場であった為、こちらからは問い合わせすることはできないが、他府県の整備振興会への相談の取次ぎは可能と伝えた。こちらからのアドバイスとしては、以前にも初期不良があまりにも多い車両で、販売事業者と交渉をして6ヶ月の保証期間を延長して1年間に変更してもらえた実例があったことを伝えた。また、兵庫県内の事業所についてはいつでも紹介はできるが、保証期間内は購入した販売店へ相談をしていただき、保証の範囲になるか等、整備内容によって選択していただくよう伝えた。相談者はせっかく買った車両なので、粘り強く交渉して整備してもらい、がんばって乗っていくと言っていた。その後、お礼を言って電話を切った。

Case 7 3年目の車検を終えてもブレーキの異音が消えない

平成31年4月17日 大阪府 女性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

新車を購入したディーラーにメンテナンスを全て任せている。購入時から、ブレーキペダルを踏むと室外で「ゴーン!」「カーン!」「カチン!」とその時によって違う音がするので、何度もディーラーに入庫しているが改善されない。今回、車検（3年目）時にも、その不具合の確認をお願いしたが、現象が確認できず様子見と言われた。納得できないので強く抗議し、ディーラーの支店長を同乗させて試運転をしたが、異音は確認されなかった。以前には、異音を録音したドライブレコーダーの記録とICレコーダーを聞いてもらったが、「溝板を踏んだ音でしょう」などと言われ、最後には「奥さんの勘違いでしょ」と無かったことにされた。私は何十年も車を運転しており、溝板の音を聞き間違ったりしない。どこかに相談しようと調べ、振興会に電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明し、ディーラーに事実確認することの承諾を伺ったところ、「近々ディーラーから同乗試運転の連絡が入ります。その対応次第で、また電話します」と言われ、電話を切られた。その後連絡なし。どういう操作の時に音が出やすいか、どの位の頻度で出るのか、長距離なのか短距離なのか、温間か冷間か等を聞いても、相談者は説明できない。ただ「ブレーキを掛けたら時々異音がある」というだけでは、ディーラーも再現するのが難しい案件なのだろうと感じた。

Case 8 不具合が直っていないので、修理費を払いたくない

令和元年5月8日 東京都 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

アイドル不安定でチェックランプも点灯したため、ディーラーに入庫。スパークプラグとイグニッション

コイルの交換を行った。修理完了後、帰路にて不具合が改善されていないことに気づき、再度ディーラーに行ったが、予約一杯のため後日整備となった。受付時に「これで直る」と言われたのに、直っていないので修理費を払いたくない。

【対応】

相談者に確認すると、受付時の会話が曖昧のため「これで直る」と確約したかは不明。通常、不具合の原因をいくつか想定して料金などを提示したうえで、協議して修理に取り掛かると回答。改めてディーラーと話し合うことになった。

優秀な人材確保に向けて福利厚生制度の充実を！

四国自動車企業年金基金が

新	し	い	企	業	年	金	制	度	
	を	ご	提	案	い	た	し	ま	す

Point

1 四国自動車企業年金基金の特徴について

- ▶ 当基金は現在、四国内の自動車整備・販売会社が参加する年金制度で、スケールメリットのある制度を目指しています。
- ▶ 当基金の制度は、退職金制度の一部として活用できます。又、外部積立により退職金財源をしっかりと確保し、各事業所様の福利厚生制度の充実が図れます。
- ▶ 掛金は全額損金算入できます。

Point

2 制度内容について

- ▶ 掛金は事業所毎に、「標準報酬月額2%」又は「全員一律の定額」から選べます。
- ▶ 加入者個人への給付額は、掛金支払額+利息という解りやすい制度です。
- ▶ 給付は、個人のライフプランに応じて、年金又は一時金を選べます。
- ▶ 厚生年金保険の被保険者は原則として全員加入、事業主もご加入頂きます。

Point

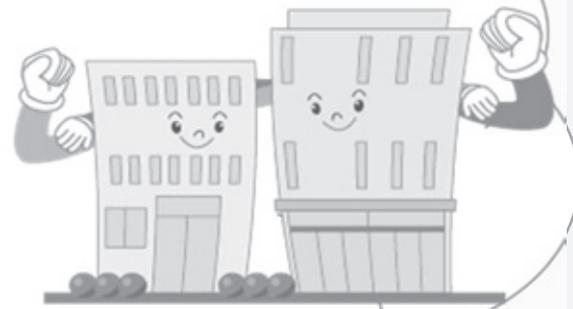
3 給付の安全性について

- ▶ 運用は、保証利率（年1.25%）がある生保一般勘定で行います。運用実績に応じてプラスアルファの上乗せ配当が期待できます。

日本-年-201705-170-0100-C

1

当基金は、前身である愛媛県自動車厚生年金基金の加入事業所が中心となって、平成29年6月1日に設立いたしました。新たな制度は四国全域の自動車整備及び販売会社等が広く加入できる制度です。多くの事業所にご加入いただくことで、事業所ごとに制度を運営するより、**スケールメリット**が得られ、**諸コストの削減**が図れます。



2

当基金は、退職及び死亡時に年金や一時金をお支払します。年金制度は、退職金制度の一部としても活用でき、**退職金原資の平準的・安定的な積立**が可能となります。また、**外部積立により退職金の原資を保全**できる効果も得られます。



3

福利厚生制度の充実が図れることで、後継者や**優秀人材の確保及び定着化**がはかれるものと期待しています。



加入者は、65歳未満の厚生年金保険の被保険者全員。

- ① 加入者の範囲は、原則として厚生年金保険の被保険者全員（事業主も含む）となります。
- ② 加入者資格の取得日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所が四国自動車企業年金基金に参加された日
 - ◆ 新規加入者の入社日
- ③ 加入者資格の喪失日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所からの退職日
 - ◆ 加入者の65歳の誕生日の前日
 - ◆ 加入者の死亡日



掛金は、標準報酬月額 2% （給与比例）又は、事業所毎に一律の定額（毎月・加入者一人あたり5千円～15千円で千円刻み）をご選択いただけます。従業員の負担はありません。掛金全額を損金算入することができます。

- ① 給与比例をご採用でも、標準報酬月額は、厚生年金保険の定時改定と同じく4月～6月の平均額を10月～翌年9月まで適用します。（随時改定は行わず、これにより事務負担は軽減されます。）
- ② 掛金の全額を積立てることで、退職時には元本（掛金合計）以上の金額を、お支払いいたします。
- ③ 掛金は事務費掛金（給与比例の場合 0.25% 。定額では790円）も含めて、全額損金算入することができます。



利息は、 $0\% \sim 3\%$ の範囲で毎年の運用実績に連動して付加されます。

- ① 利息は、運用実績から事務・運用委託会社への手数料を控除した運用利回りを、 $0\% \sim 3\%$ の範囲内で付加します。
- ② 運用は、利率保証がある生保一般勘定を採用することで、積立不足が生じにくく、将来にわたり掛金は基本的に変わりません。（現在の保証利率は年 1.25% ）



掛金と積立金に対する利息の累計額を、毎年積立てて、退職時にお支払いしますので、個々人の持ち分が明確で解りやすい制度です。

- 掛金と利息の累計額を退職時にお支払いいたします。
- 積立金の合計額は毎年、各事業主の方にご提供します。
(個人別仮想勘定残高)
- 加入3年以上で一時金。同10年以上で年金の受給資格を満たします。
加入3年未満で脱退の方には一時金等お支払できません。



加入期間3年以上で一時金の受給資格を満たします。

- 加入期間3年以上で退職された場合、脱退一時金をお支払いいたします。
- 加入期間3年以上で死亡された場合、遺族一時金をご遺族にお支払いいたします。
- 遺族一時金は、年金の繰下げ期間中に死亡された場合及び年金受給中に死亡された場合※にもお支払いします。
※年金受給中に死亡された場合のお受取り額は、未受取り分の相当額となります。



加入期間10年以上で年金の受給資格を満たします。

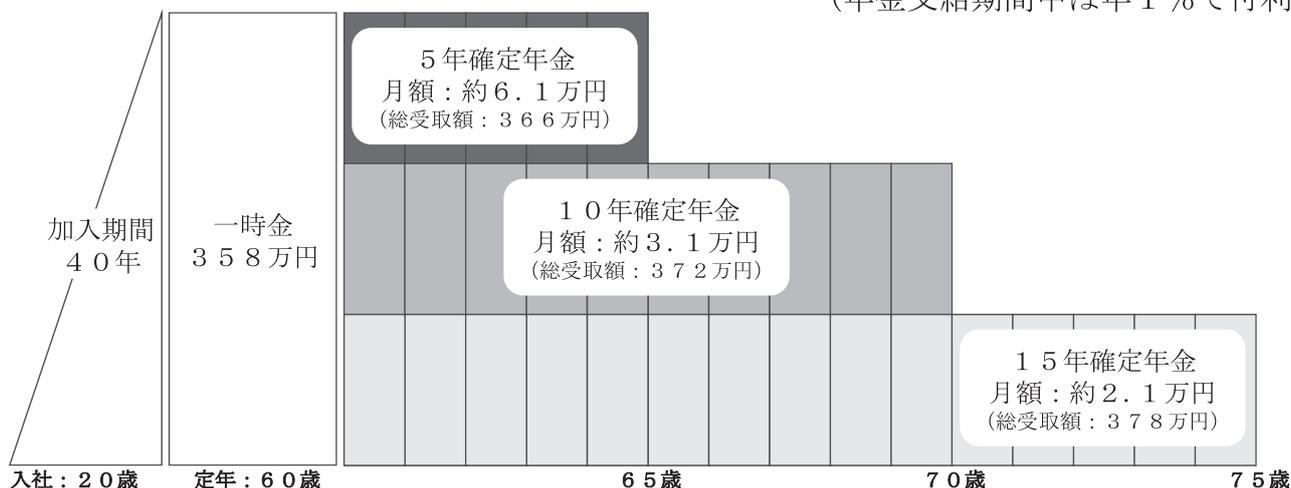
- 加入期間10年以上で退職された場合、年金又は一時金のどちらでもお受取りができます。
- 年金での受取りを希望された場合、退職時の年齢により支給開始時期が異なります。
 - ◆ 50歳未満の場合、65歳まで支給を繰下げ65歳より支払開始
 - ◆ 50歳以上の場合、50歳～65歳の任意の時期から支給開始
- 年金の支給期間は、5年・10年・15年より選択いただけます。(各々の期間で年金額は変わります。)



年金・一時金の給付額について

(1) 年金・一時金の選択と概算

- 掛金（標準報酬月額：29万円×2%・月額：5,800円）及び利息（1.25%）で40年間加入した場合、退職時の一時金は358万円となります。
 - 年金での受取りを選択した場合、5年確定年金ならば月額6.1万円、10年確定年金ならば月額3.1万円、15年確定年金ならば月額2.1万円を受取ることができます。
- （年金支給期間中は年1%で付利）



(2) 受取額の試算

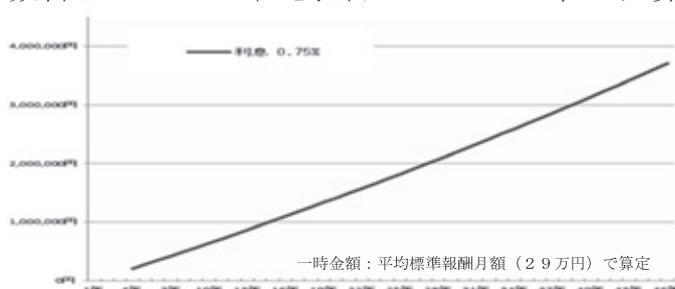
- 一時金は、掛金及び利息の累積額となります。利息は、0%～3%の範囲内で運用実績に応じて変動するため、2ケースの場合を想定して試算いたしました。
- 年金は、一時金を基にして年1%（固定利率）で付利いたします。

ケース① 利息（運用利回り）0.75%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率の1.25%から手数料として0.5%を控除した0.75%で試算

加入期間	一時金※1	年金(月額)※2
5年	353,259円	---
10年	719,966円	4,309円
15年	1,100,632円	6,588円
20年	1,495,789円	8,953円
30年	2,331,802円	13,957円
40年	3,232,675円	19,349円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出

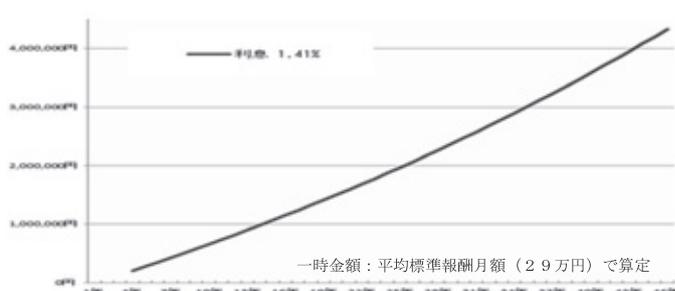


ケース② 利息（運用利回り）1.41%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率+配当の1.91%から手数料として0.5%を控除した1.41%で試算

加入期間	一時金※1	年金(月額)※2
5年	357,953円	---
10年	741,863円	4,440円
15年	1,153,613円	6,905円
20年	1,595,222円	9,548円
30年	2,576,834円	15,423円
40年	3,705,973円	22,181円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出



上記試算は、一定の前提に基づくシミュレーションであり、将来のお受取り額をお約束するものではありません。

資産運用について

➤ 生保一般勘定で運用します

- 生保一般勘定の運用実績は、過去10年平均（年率）で1.76%と、安定した実績となっています。
- 積立金に付利する利息は、生保一般勘定（保証利率1.25%）の運用実績から、手数料（制度管理手数料及び運用手数料：年率0.4%～0.5%程度を想定）を控除した運用利回りで0～3%の範囲となります。

生保一般勘定は年1.25%の利率保証のある運用商品です。

- 保証利率：1.25%の付いた生保一般勘定による運用のため、手数料を控除しても運用利回りがマイナスとなることが少なく、**不足金が発生しづらい制度**です。
- 利息は、運用実績に応じて0%～3%の範囲内で付利いたしますので、加入者への積立金はマイナス運用とはなりません。

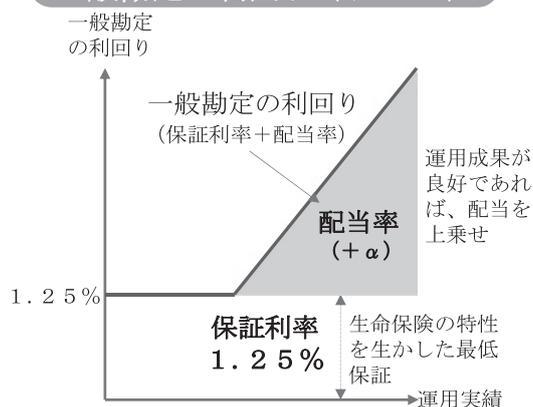
(1) 生保一般勘定の特徴

保証利率 (1.25%)	● 生命保険の特性を生かした最低保証（保証利率：1.25%）があり、市場動向に関わらず、安定した収益が期待できます。※1
配当 (+α)	● 運用成果が良好で剰余金が発生した場合、保証利率：1.25%に配当（+α）を、上乗せいたします。※2

※1 普通保険約款の規定に基づき、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、契約締結の際、予見し得ない事情の変更等により特に必要と認められた場合には、予定利率（保証利率）の水準を変更することがあります。

※2 配当は年度末決算時に団体年金区分の剰余がある場合にその範囲内で配当を実施、かつ、総代会で決定されます。

一般勘定の利回り（イメージ）



一般勘定の利回り推移（日本生命）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.52 (1.27)	2.10 (0.85)	1.38 (0.13)	1.70 (0.45)	1.67 (0.42)	1.37 (0.12)	1.69 (0.44)	2.04 (0.79)	2.54 (1.29)

	2015年度	2016年度	2017年度	3年平均 2015年度～ 2017年度	5年平均 2013年度～ 2017年度	7年平均 2011年度～ 2017年度	10年平均 2008年度～ 2017年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.09 (0.84)	1.58 (0.33)	1.53 (0.28)	1.73 (0.48)	1.96 (0.71)	1.83 (0.58)	1.76 (0.51)

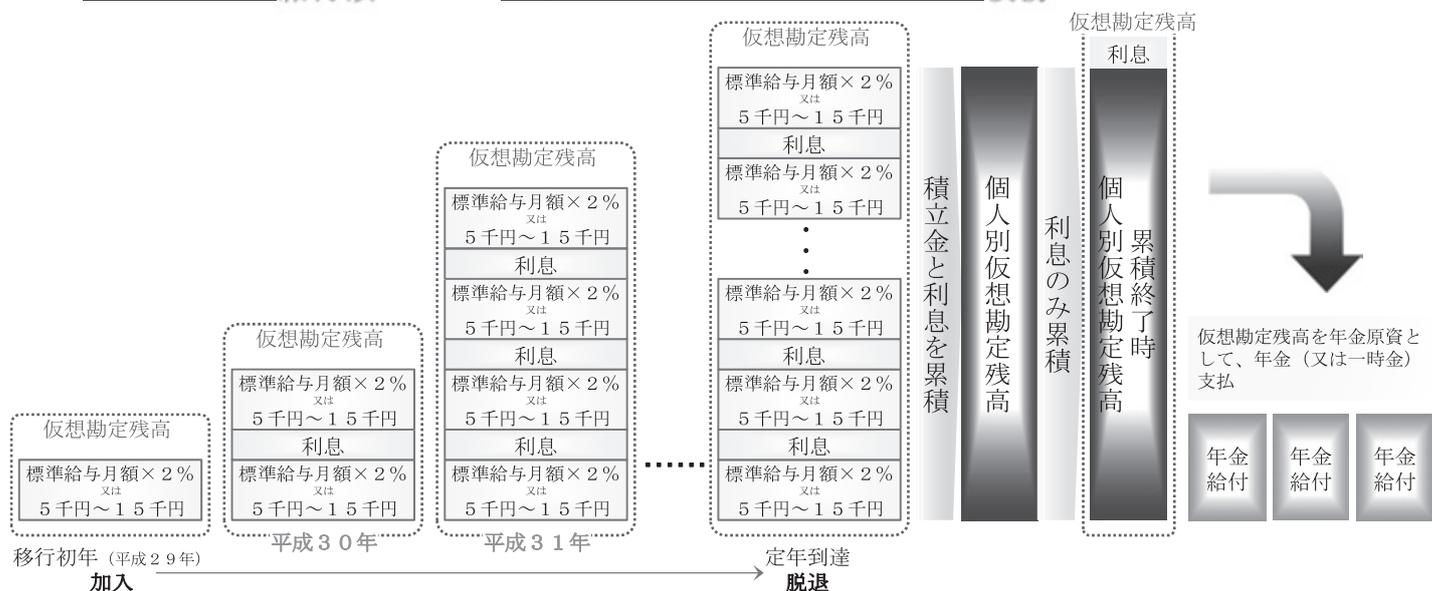
※上記の一般勘定の利回りは過去の実績値であり、将来の利回りをお約束するものではありません。

(2) 利息は9月末残高をもとに付利いたします。

- 運用利回り（保証利率1.25%+配当-制度管理手数料-運用手数料）は、生保決算結果にもとづき決定し10月から翌年9月まで適用します。
- 利息は、毎年9月末の個人別仮想勘定残高に運用利回りを乗じて計算します。
なお、制度設立当初は運用実績がないため利息は付与されず、平成30年10月より利息付与を開始します。また、期途中は月割り（運用実績÷12）の利息を付与いたします。

(1) 元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）とは

- ▶ **元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）**とは、**掛金**（標準報酬月額×2%・5千円～15千円）と**利息**（運用利回りに連動）を積立て、退職時にその累積額を一時金（又は年金）でお支払いする制度です。
- ▶ 元利合計を管理するため仮想的に個人勘定（**仮想勘定残高**）を設定します。個々人の仮想勘定残高が個々人の給付額となり、仮想勘定残高の合計が基金全体の債務となります。



加入者期間中は、積立額及び利息（0%～3%）を、個人別仮想勘定に累積します。

退職日から支給開始年齢までの期間については、繰下利率（0%～3%）を付与します。

年金額を一定とするため、給付利率を1%（固定）とします。

(2) 事務費掛金は基金掛金とは別に事業主にご負担いただきます。

- ▶ **事務費掛金**は、給与比例ならば「標準報酬月額×0.25%」、定額ならば一律790円で計算し、全額事業主のご負担となります。
事務費掛金：事業を管理・運営するために必要とする費用を賄うための掛金であり、事務局の役職員の給与や諸手当、旅費、事務所経費、代議員会・理事会開催のための会議費などにあてられます。
- ▶ 事業主のご負担は、給与比例ならば基金掛金2%と事務費0.25%の合計2.25%となります。なお、ご負担頂いた掛金は、全額**損金算入**することができます。

項目	給与比例	定額
基金掛金	2%	5,000～15,000円
標準掛金	2%	5,000～15,000円
特別掛金	---	---
基金事務費	0.25%	790円
合計	2.25%	5,790～15,790円

※5年ごとの掛金の見直し（再計算）により、変更される場合があります。



当基金からのお願い（同意書の提出をお願いいたします）

企業年金基金への加入には、事業主及び加入員の皆様の『同意』が必要であり、当基金宛に**同意書**のご提出をお願い申し上げます。

- ① 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意が必要です。
被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意。
過半数で組織する労働組合が無い場合は被用者年金（厚生年金等）被保険者の過半数を代表する者の同意（事業所ごとに同意を取得する必要があります。）が必要です。
- ② 「労働組合の状況」又は「加入員の過半数を代表する者」の証明は事業主が行います。

お気軽に
お問い合わせ
ください。



お問い合わせ先

四国自動車企業年金基金

〒791-0054

愛媛県松山市空港通6丁目10-1

電話 089-909-3750

FAX 089-909-3751

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピューター・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



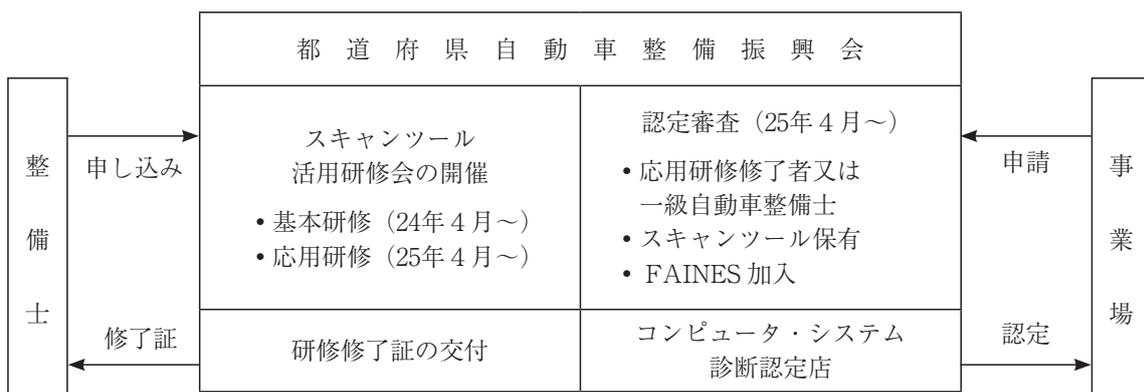
看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

- 認定要件**
- ① スキャンツール応用研修修了者
又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。
 - ② スキャンツールを保有していること。
(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)
 - ③ FAINES 通常会員に加入していること。
 - ④ 振興会会員であること。
 - ⑤ 上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

- ・申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
 - ・スキャンツールの写真
 - ・応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- * 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

令和 年 月 日

住所 電話番号
 認証番号
 事業場名 ㊞ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えさせていただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 令和 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成29年9月1日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応ではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけると嬉しいです！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。**FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。**
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にFAXしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、FAXすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のFAXをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	令和 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時 加速時	暖気途中 一定速時	暖機後 減速時	常時 他	時々	警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状：							

確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

結果報告書

結果報告日	令和 年 月 日
結果報告内容	
.....	

(注) FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。



インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- ・メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- ・故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- ・各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- ・リコール情報が入手できる。
- ・e t c

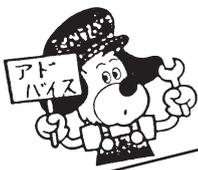


入会金（初回のみ）12,000円

基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



IV. 整備技術 関係情報



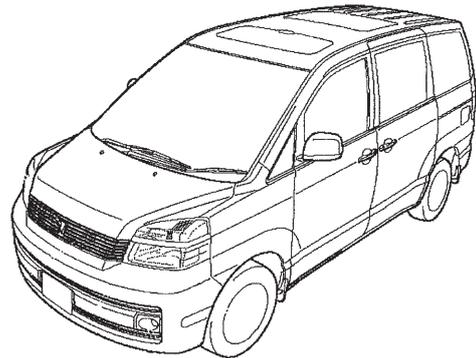
FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「信号系統異常の原因はセンサなのか」

平成15年式、トヨタ ヴォクシー（車両型式TA-AZR60G、エンジン型式1AZ-FSE、走行距離100,000km）で、走行中にブレーキ・ペダルを踏むたびにブレーキの引きづりが強くなり、ABSランプが点灯するという相談を受けた。

詳しく症状を聞くと、不具合発生時にかなりアクセルを踏まないと走行ができなくなり、ABSランプ点灯時に外部診断機（スキャンツール）で、DTC（ダイアグノーシス・トラブル・コード）を確認するとC1246「マスタ圧センサ信号系統異常」を表示する。



また、フロント・ブレーキ・キャリパのブリーダ・プラグを緩めてブレーキ・フルードを排出するか、エンジンを停止して1～2時間程度車両を止めておくと症状が改善しDTCも消去することができるとのこと。

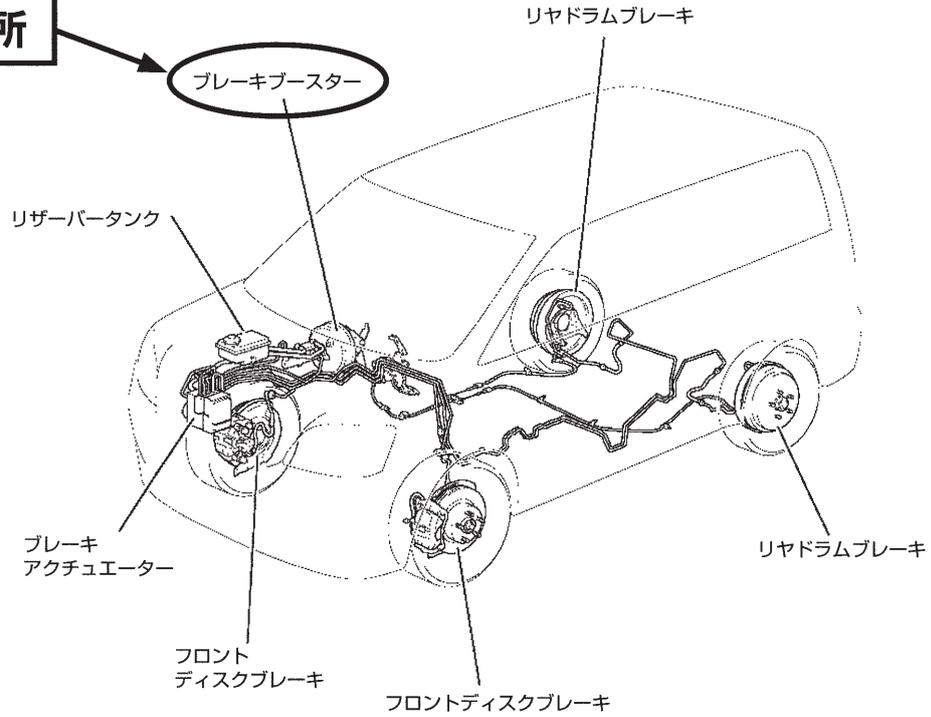
サービス・マニュアルでDTCについて確認すると、検出条件の中にブレーキアクチュエータASSYに内蔵されたセンサの信号電圧が、ブレーキを踏んでいない状態で0.86V以上を出力し、その状態が5秒以上継続すると検出するようになっていた。

センサの不良も考えられるが油圧を抜くとDTCを消去できるため、何らかの形でブレーキを踏んでいる状態になっているのではないかと考えた。ブレーキ・ペダルASSYの点検を実施すると、ペダルの戻りも問題なく遊びも正常であった。エンジンを停止させると症状が改善することからブレーキ・ブースターの内部異常ではないかと考え、不具合発生時にマスター・シリンダの取付けナットを緩めると、ブレーキの引きづりがなくなったためブレーキ・ブースターの内部不良と判断し、ブレーキ・ブースターを交換すると正常となった。

ブレーキ・ブースターは、エンジン作動中の負圧を利用し運転者の踏力をアシストしているが、内部のバルブが作動不良を起こしペダルを踏んでいなくてもアシストをし続けることで、マスター・シリンダのピストンが押されて引きづりを引き起こしていたと考えられる。単純にDTCの点検を進めていくとアクチュエータASSYの交換をしていたかもしれないが、検出の条件を確認し状況を把握することが非常に重要だと感じた一件であった。

また、ブレーキ・ブースターの不具合としてよく耳にするのは、ペダルが硬くて踏めないなどが多いので、今後の参考としていただきたい。

不具合箇所



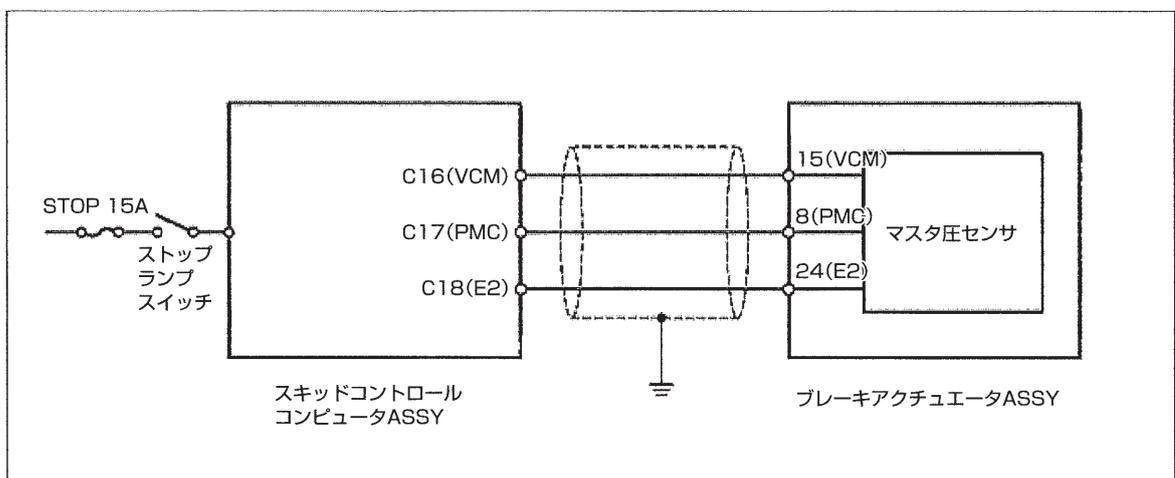
DTC C1246/46 マスタ圧センサ信号系統異常

機能説明

マスタシリンダ圧カセンサはブレーキアクチュエータASSYに内蔵され、マスタシリンダ圧力を測定している。

DTCNo.	DTC検出状況	不具合箇所
C1246/46	<ul style="list-style-type: none"> 車速10km/h以上でPMC端子へのノイズ混入が5秒間に7回以上発生 車速7km/h以上でPMC端子電圧が0.86Vを超えた状態でマスタ圧センサ信号に変化のない状態が30秒継続 マスタ圧センサ信号電圧が0.3V未満、またはブレーキを踏んでいないのに0.86V以上が5秒以上継続 IG1端子電圧が9.5-17.2VでVCM端子電圧が4.4V-5.6Vをはずれた状態が1.2秒以上継続 VCM端子電圧が4.4-5.6V内でPMC端子電圧が0.14-4.85Vを外れた状態が1.2秒以上継続 	<ul style="list-style-type: none"> ブレーキアクチュエータASSY ストップランプ回路 ストップランプスイッチ ワイヤハーネス スキッドコントロールコンピュータASSY

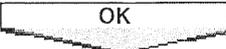
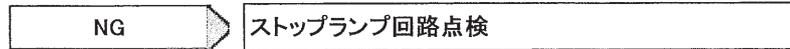
回路図



点検手順

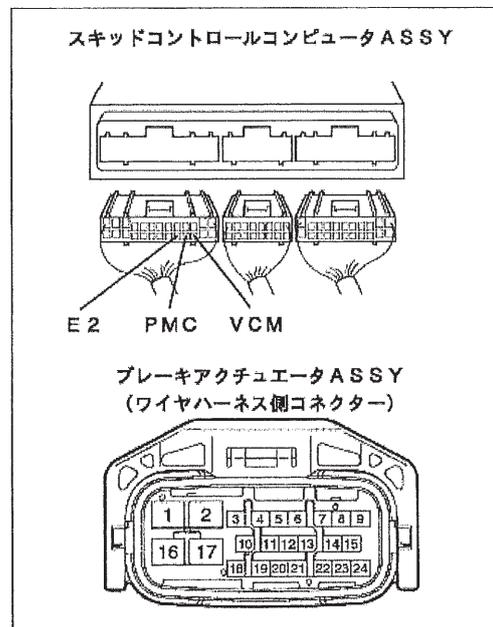
手順1 ストップランプ点灯点検

- a. IGスイッチをONしてブレーキペダルを踏み込み、ストップランプが点灯することを確認する。



手順2 ワイヤハーネスおよびコネクタ点検 (スキッドコントロールコンピュータASSY-ブレーキアクチュエータASSY)

- a. IGスイッチをOFFにして、スキッドコントロールコンピュータASSYおよびブレーキアクチュエータASSYのコネクタを切り離す。
- b. SST (トヨタ電気カルテスター) を使用して、スキッドコントロールコンピュータASSY ↔ ブレーキアクチュエータASSYの端子間ワイヤハーネスの導通およびボデーアースとの絶縁を点検する。



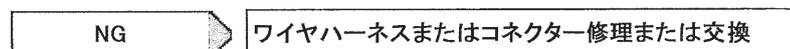
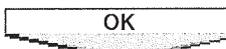
基準:

導通点検

点検端子 [スキッドコントロールコンピュータASSY ↔ ブレーキアクチュエータASSY]	基準
C16 (VCM) ↔ 15 (VCM)	導通あり
C17 (PMC) ↔ 8 (PMC)	導通あり
C18 (E2) ↔ 24 (E2)	導通あり

絶縁点検

点検端子	基準
スキッドコントロールコンピュータASSY C16 (VCM)、C17 (PMC)、C18 (E2) ↔ ボデーアース	導通なし

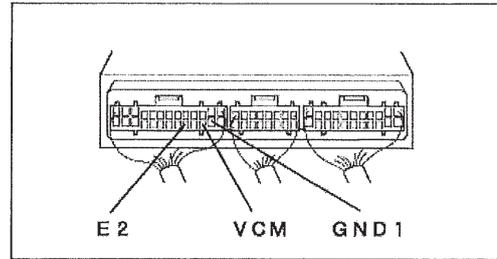


手順3 スキッドコントロールコンピュータASSY点検 (VCM, E2)

- a. SST(トヨタ電気カルテスター)を使用して、スキッドコントロールコンピュータASSYの各端子間を点検する。

■ 注意 ■

コネクタをコンピュータに接続した状態で、コネクタの裏側から点検する。



基準:

測定端子	測定条件	基準
C16(VCM) ←→ C15(GND1)	IGスイッチON	4.5-5.5V
C18(E2) ←→ C15(GND1)	常時	導通あり

NG

スキッドコントロール コンピュータASSY点検および交換

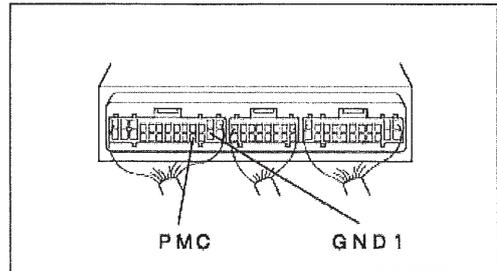
OK

手順4 スキッドコントロール コンピュータASSY点検 (PMC)

- a. フロントブレーキシリンダのブリーダプラグをはずす。
- b. アタッチメントを介してプレッシャーゲージを取り付け、ゲージのエア抜きを行う。
- c. SST(トヨタ電気カルテスター)を使用して、各液圧でスキッドコントロールコンピュータASSYのC17(PMC) ←→ C15(GND)端子間の電圧を測定する。

基準値:

フロント油圧MPa [kgf/cm ²]	電圧 (V)
0	0.37-0.63
5.88 {60}	1.57-1.83
11.8 {120}	2.77-3.03



□ 参考 □

- 上記液圧は、ゲージ誤差を考慮していない。
- ブレーキアクチュエータASSYの良否を判定行うため、S2000-データモニタ読み取りによる点検を行わない。

- d. フロントブレーキシリンダのブリーダプラグを取り付ける。

基準値:

T=8.3N·m [85kgf·cm]

NG

ブレーキ アクチュエータASSY交換

OK

手順5 DTC再確認

- a. ダイアグノーシスコードを消去後、走行、制動テストを行い、ダイアグノーシスコードを再出力させる。

A	異常コード
B	正常

B

異常なし

A

スキッドコントロール コンピュータASSY点検および交換

街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

・・・お疲れ様でした・・・

実施日時 令和元年8月8日(木) 14時00分～16時00分
実施場所 西予市宇和町伊賀上 国道56号線 江良検問所
協力支部 西予支部(宇和ブロック)
出勤人数 国土交通省2名、警察4名、自動車機構1名、振興会会員10名
振興会事務局1名

合計出勤人数 18名

検査車両数 101台
不良車両数 6台 ……………不良車両数の割合5.9%

整備命令交付車両数 0台

検査証有効期間切れ車両数 0台

定期点検整備未実施件数 36件…………未実施車両数の割合35.6%
特種車両警告書件数 0件
整備不良車両関係(口頭警告件数) 6件 車両法第54条
整備不良車両関係(命令交付件数) 0件 車両法第54条
不正改造車両関係(口頭警告件数) 0件 車両法第54条の2
不正改造車両関係(命令交付件数) 0件 車両法第54条の2

装置別の保安基準不適合箇所数内容

- 走行装置 4件
- 電気・灯火類 2件

※合計不良箇所件数 6件





令和元年度 検査台数報告

(令和元年7月分)

登録自動車

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
7月	464	629	18,296	2,340	18,760	2,969	67,518	11,244
対前年同月比	116.0%	108.4%	119.7%	110.4%	119.6%	110.0%	113.4%	106.3%
前年同月	400	580	15,281	2,119	15,681	2,699	59,552	10,579

軽自動車

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
7月	490	267	14,922	2,981	15,412	3,248	58,112	12,888
対前年同月比	91.9%	87.8%	113.3%	104.3%	112.5%	102.7%	107.4%	101.6%
前年同月	533	304	13,170	2,859	13,703	3,163	54,109	12,683

登録車・軽

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
7月	954	896	33,218	5,321	34,172	6,217	125,630	24,132
対前年同月比	102.3%	101.4%	116.8%	106.9%	116.3%	106.1%	110.5%	103.7%
前年同月	933	884	28,451	4,978	29,384	5,862	113,661	23,262

令和元年7月の

四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計			
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	315,029	403,055	490,881	254,111	1,463,076			
	前月 末 車 両 数	314,337	402,816	490,330	253,458	1,460,941			
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	1,543	2,059	2,509	1,289	7,400
				当 月	1,664	2,157	2,689	1,362	7,872
				前月比	107.8	104.8	107.2	105.7	106.4
		中 古	前 月	468	641	762	337	2,208	
			当 月	507	697	775	383	2,362	
			前月比	108.3	108.7	101.7	113.6	107.0	
		計	前 月	2,011	2,700	3,271	1,626	9,608	
			当 月	2,171	2,854	3,464	1,745	10,234	
			前月比	108.0	105.7	105.9	107.3	106.5	
	抹 消 登 録	1,790	2,448	2,944	1,361	8,543			
	管 轄 変 更 (入)	674	1,259	1,377	471	3,781			
	管 轄 変 更 (出)	920	1,522	1,542	784	4,768			
	小 型 二 輪 車 増 減	69	94	85	57	305			
当 月 末 車 両 数	314,541	403,053	490,770	253,586	1,461,950				
対 前 年 同 月 比	99.8	100.0	100.0	99.8	99.9				
対 前 月 比	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1				
軽 自 動 車	前年同月末車両数	309,332	387,762	534,476	312,271	1,543,841			
	前月 末 車 両 数	309,996	390,373	537,304	312,869	1,550,542			
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前 月	1,292	1,939	2,435	1,541	7,207
				当 月	1,365	1,865	2,176	1,397	6,803
				前月比	105.7	96.2	89.4	90.7	94.4
		中 古	前 月	442	518	735	486	2,181	
			当 月	501	568	757	478	2,304	
			前月比	113.3	109.7	103.0	98.4	105.6	
		計	前 月	1,734	2,457	3,170	2,027	9,388	
			当 月	1,866	2,433	2,933	1,875	9,107	
			前月比	107.6	99.0	92.5	92.5	97.0	
	検 査 証 返 納	1,432	1,945	2,400	1,301	7,078			
	転 入 ・ 転 出	52	- 46	66	- 183	- 111			
	軽 二 輪 車 増 減	37	61	95	60	253			
	当 月 末 車 両 数	310,519	390,876	537,998	313,320	1,552,713			
対 前 年 同 月 比	100.4	100.8	100.7	100.3	100.6				
対 前 月 比	100.2	100.1	100.1	100.1	100.1				
総 合 計	前年同月末車両数	624,361	790,817	1,025,357	566,382	3,006,917			
	前月 末 車 両 数	624,333	793,189	1,027,634	566,327	3,011,483			
	当 月 末 車 両 数	625,060	793,929	1,028,768	566,906	3,014,663			
	対 前 年 同 月 比	100.11	100.39	100.33	100.09	100.26			
	対 前 月 比	100.12	100.09	100.11	100.10	100.11			

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している